

科学技術関係資料整備審議会議事規則の一部改正（新旧対照表）

科学技術関係資料整備審議会議事規則（昭和三十六年十二月七日制定）

改正案	現行
<p data-bbox="383 501 810 539">科学技術情報整備審議会議事規則</p> <p data-bbox="344 620 423 655">（招集）</p> <p data-bbox="295 678 1155 770">第一条 科学技術情報整備審議会（以下「審議会」という。）の会議は、国立国会図書館長が、日時及び場所を定めて招集する。</p>	<p data-bbox="1240 501 1727 539">科学技術関係資料整備審議会議事規則</p> <p data-bbox="1202 620 1281 655">（招集）</p> <p data-bbox="1155 678 2002 770">第一条 科学技術関係資料整備審議会（以下「審議会」という。）の会議は、国立国会図書館長が、日時及び場所を定めて招集する。</p>